

## 事業の実績報告書の提出、請求手続きについて

### 1. 様式5-1（和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金実績報告書）の提出

販売事業所は、7月分（8月検針）、8月分（9月検針）、9月分（10月検針）のそれぞれで、各月の値引き対象となった一般消費者等の件数と総額を集計し、実績報告書（様式5）と申請手数料請求書（様式9）の提出をお願いします。

3ヶ月（8～10月）分の実績報告として様式5-1（料金高騰対策支援事業費助成金実績報告書）の提出をお願いします。

最終期限は12月5日（火）です。

#### （記入方法）

- ・ 助成を行った一般消費者等の件数は、3ヶ月（8～10月）の合計件数を記入ください。
- ・ 助成金の実績（総額）も3ヶ月（8～10月）の合計額（税抜き）を記入ください。

添付書類は9月分（10月検針）の実績報告（様式5）において一覧表（3ヶ月分）及び検針・請求書の写し提出事業者は提出する必要はありません。

単月のみの一覧表を提出している事業者は、3ヶ月掲載されている一覧表を添付してください。

### 2. 様式6（和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金額確定通知書）

様式5-1の実績報告書を受領した後、3ヶ月合計の実績報告書に基づき、概算払い金額との差額を算出し、事務局より様式6（助成金額確定通知書）にて最終精算金額として販売事業所へ通知いたします。

### 3. 様式8（和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金精算払請求書）の提出

販売事業所で様式6（確定通知書）の助成金額確定通知書が届きましたら、金額を確認され、様式8（助成金精算払請求書）の提出をお願いします。

### 4. 助成金等の支払い

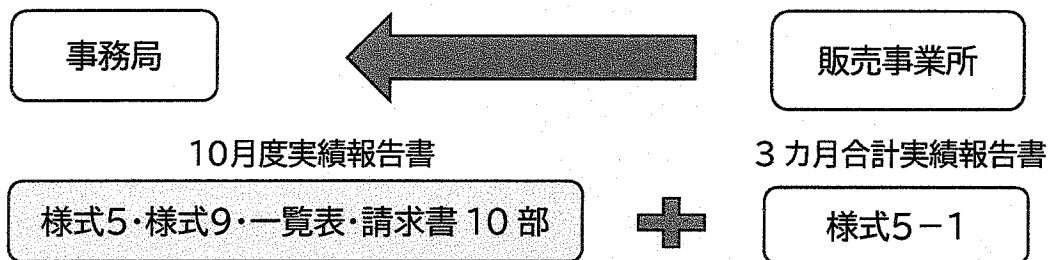
様式8（助成金精算払請求書）の請求に基づき、協会から指定の口座に振り込みます。

なお、事業者申請事務手数料（10,000円/月）も同時に振り込みます。

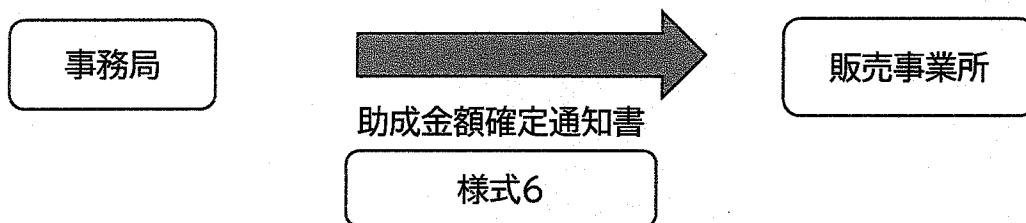
以上

## 助成金ご精算までのご案内

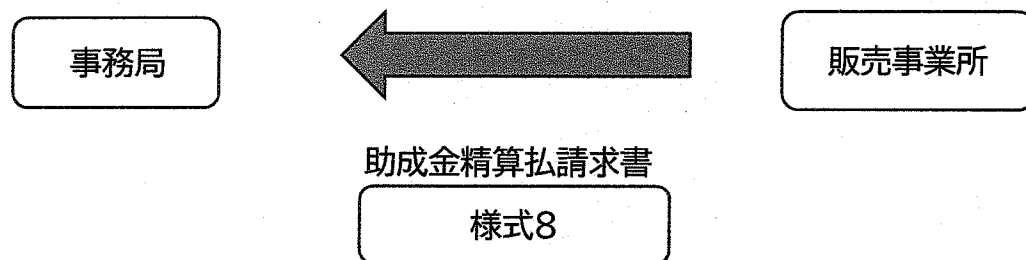
販売事業所は10月検針後に10月度実績報告書の提出と3カ月合計実績報告書の提出をお願いします。



事務局は上記実績報告書より最終のご精算額を計算し、事業販売所に FAX 又はメールでお知らせいたします。



販売事業所は事務局より通知された助成金額を確認の上、精算払請求書の提出をお願いします。



協会は精算払請求書を確認後、順次各販売事業所の指定口座に事業残払額を振込、支援事業終了となります。

